

## 共同住宅の共同使用に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、千葉市下水道条例第15条第1項及び千葉市下水道条例施行規則第9条第1項ならびに同項ただし書の規定による使用水量の算定に関する要綱に基づく共同使用の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

### (共同使用の目的)

第2条 共同住宅の各居室に給水装置に係わる量水器もしくは計測装置（以下「量水器等」という。）が設置されていない場合に、量水器等が設置されているとみなし各居室を1使用単位として汚水排除量を算定し、下水道使用料の公平・適正化を図る。

### (定義)

第3条 共同使用とは、共同住宅（店舗併用住宅を含む。）において、量水器等を共同して使用することをいう。

### (共同使用の条件)

第4条 アパート、マンション等の共同住宅のうち、下水道使用料の共同使用扱いとなるためには、次の条件が満たされていなければならない。

- (1) 共同住宅の各居室に給水装置が設置されていること。
- (2) 給水装置が設置されている施設が共同で使用されていないこと。
- (3) 家事用に使用していること、ただし、店舗併用住宅の場合の店舗は、水を使用することによって成り立つ業種以外の店舗であること。
- (4) 量水器等が1つで複数の使用者が使用していること。
- (5) 各居室に量水器等が設置されていなく、共同住宅の単位ごとに設置されていること。
- (6) 水道水については、原則として千葉県水道局で共同使用と認定されていること。（認定コード 04）
- (7) 水道水以外の水については、動力式揚水設備を有する井戸を各戸が共用すること。

(店舗併用住宅の取扱い)

第5条 水道水を使用する店舗併用住宅については、次の条件がすべて満たされていなければならない。

- (1) 住宅、店舗ならびに事務所等に供する居室が5戸以上あること。
- (2) 店舗併用住宅の住宅の全体に占める割合が3/5以上であること。
- (3) 住宅は、一世帯が独立して生活を営むことができる構造となっていること。
- (4) 店舗ならびに事務所等が数戸ある場合においてもこれを1使用単位とみなす。
- (5) 水道水を使用することによって営業が成り立つ別表に掲げる用水型の店舗(以下「用水型店舗」という。)が混在していないこと。

2 井戸水を使用する店舗併用住宅については、次のとおりとする。

- (1) 非用水型店舗併用住宅は水道水使用の店舗併用住宅の取扱いに準じる。
- (2) 用水型店舗併用住宅の場合は、共同使用扱いとせず、その使用の態様に応じ認定する。

(共同使用の届出)

第6条 下水道使用料の共同使用扱いとなる水道水以外の使用者は、下水道の使用に関する事項を処理するため共同使用届出書(別表様式第1号)を提出しなければならない。下水道使用状況に変更があつた場合も同様とする。

(管理人)

第7条 前条で定める使用者は、管理人を選任しなければならない。

- 2 管理人は、共同住宅の下水道使用料の取りまとめ、入居世帯数(使用者)の異動の報告等を行うものとする。
- 3 管理人は、原則として下水道使用者の中から選任しなければならない。
- 4 前項の規定により選任された管理人が不相当であると認めるときは、その変更を求めることができる。

(共同使用に係る下水道使用料等)

第8条 共同使用に係わる下水道使用料の適用汚水料金区分及び汚水排除量の算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 汚水料金区分は、一般汚水料金を適用する。
  - (2) 各居室の汚水排除量は、各居室が等量に汚水を排除したものとみなして算定する。
- 2 下水道使用料の算定は、総使用水量を入居世帯数で除して1世帯当りのみ

し使用水量を算出し、この水量を基に世帯当りの使用料を算定し合算額を管理人に通知する。

3 共同住宅の下水道使用者は、連帯して下水道使用料の納付義務を負う。

(共同使用に係る下水道使用料の計算方法)

第9条 共同使用に係る下水道使用料の計算方法は、次のとおりとする。

- ① 1世帯当りのみなし使用水量＝総使用水量（量水器等の指示水量）  
÷世帯数
- ② ①のみなし使用水量に応じて一般汚水料金により算出した額  
（1円未満の端数は切捨て）
- ③ 1世帯当り消費税込み下水道使用料＝②×1.10  
（1円未満の端数は切捨て）
- ④ 1か月分の下水道使用料の総額＝③×世帯数

附 則

この要領は、平成7年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

別 表

クリーニング店、理容店、美容院、豆腐製造業、飲食店、サウナ風呂、鮮魚店、生花店、青果店、製あん店、仕出し（弁当）屋、精肉店、かまぼこ、つけ物その他の食品加工店、寒天製造業、こんにやく製造業、製菓店、製麺店、製紙店、なめしがわ業、ペット店その他専ら水道水を使用することにより営業が可能となる店舗として市長が認定したもの
--

様式第1号

共同使用（変更）届出書

年 月 日

（あて先）  
千葉市長

（届出者）

住 所  
方 書

フリガナ  
氏 名

※

（※）法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

電話番号

共同住宅の共同使用に関する事務取扱要領第6条の規定により下記のとおり届出します。

共同住宅の名称		入居世帯数	世帯
使用場所	千葉市 区		
店舗併用の有無	有（業種名 戸） 無		
管理人	フリガナ 氏 名	印	電話
	住 所		
	納入通知書の送付先		
※ 世帯数異動 記 入 欄	月 日		
	世帯数		
※ 使用者番号		※道順番号	
付 記	1 管理人は、原則として使用者等の中から選任して下さい。 2 管理人は、下水道使用料の取りまとめや、使用者の異動の報告等をしていただきます。 ※欄は、記入の必要はありません。		

共同使用に関する下水道使用者名簿

NO.	棟号	フリガナ名 氏	NO.	棟号	フリガナ名 氏
1			16		
2			17		
3			18		
4			19		
5			20		
6			21		
7			22		
8			23		
9			24		
10			25		
11			26		
12			27		
13			28		
14			29		
15			30		

※ 記入欄が不足の場合は、別紙で追加願います。

※ 未入居の場合は、[未入居]と記入願います。

# 共同使用に関する管理人選任届

年 月 日

(あて先)  
千葉市長

住 所 千葉市 区 町 丁目 番地  
棟 号

方 書

フリガナ  
氏 名 ※

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

共同住宅の共同使用に関する取扱要領第7条の規定により次のとおり管理人を選任しましたのでお届けします。

※ 使用者番号		※ 道順番号	
使用場所	千葉市 区 町 丁目 番地 棟 号		
管理人住所	千葉市 区 町 丁目 番地 棟 号	氏 名	印
共同住宅の 名 称		世帯数	世帯
納入通知書 の送付先			

※ 使用者番号・道順番号は、記入の必要はありません。

※ 管理人は、原則として下水道使用者の中から選任してください。